

平成29年度 第3回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成29年12月26日（火）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室A

午前9時58分開会

○生活安全課長 それでは定刻より前ではございますが、本日もご出席の委員の皆様、全員ご出席いただいておりますので、ただいまから平成29年度第3回東京都商品等安全対策協議会を始めさせていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、東京都生活文化局消費生活部生活安全課長をしております猪俣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

まず、議事に入ります前に、お手元のマイクについてご説明させていただきます。

ご発言の際はお手数ではございますが、マイクの右側のボタンを押していただいて、赤いランプがつかますので、こちらがつかましたらマイクが入る仕組みとなっております。また発言が終わられましたら、もう一度同じく右のボタンを押していただいてとめていただくという形になります。左のボタンにつきましては、一時的に押し続けると、そのままマイクが入らない仕組みとなっておりますので、基本的に右側だけ操作していただければ足りるかと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。

横どめのダブルクリップでとめてある資料でございますが、まずこちらのクリップを外してください。順番に資料の説明をいたします。

まず、次第がございます。それから、おめくりいただきまして委員名簿、その裏面に事務局職員名簿がございます。次に座席表、その次から資料に入りますけれども、資料1「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策 東京都商品等安全対策協議会報告書（素案）」、こちらは本編と資料編の2冊となっております。

資料2「今後のスケジュール」、また、このほか委員のお席には、参考といたしまして第2回目の協議会の議事録を置いてございます。

資料は以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もし不足等ございましたら、お気づきのときでも結構ですので、挙手願えれば職員がお持ちいたします。よろしくお願いいたします。

次に、委員の方のご紹介でございますが、本日は、東京消防庁の岡本委員におかれましては、所用によりご欠席というご連絡をいただいております、代理といたしまして、同

じく消防庁の防災部防災安全課課長補佐の藤崎様にご出席いただいております。

○藤崎氏（岡本委員代理） よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 ありがとうございます。

また、アルミ手摺工業会の久米委員におかれましても、所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。代理といたしまして、同工業会副会長の福谷様にご出席いただいております。

○福谷氏（久米特別委員代理） よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 ありがとうございます。

また、全国子育てひろば連絡協議会の松田委員も所用によりご欠席となつてご連絡をいただいております。委員のご出席ご欠席につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから越山会長に進行をお願いいたします。

なお、カメラ撮影につきましては、事務局による報告書（素案）の説明までとさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

○越山会長 改めまして、おはようございます。また、暮れのお忙しいところお越しいただき、ありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして、進行させていただければと思っております。12時には終了とさせていただければと思っておりますので、議事進行にご協力をお願いできればと思います。

それでは、議事（1）に入ります。まず資料1、協議会報告書（素案）についてになります。第8章の現状と課題までは、第1回目、第2回目の協議会での資料をまとめたものとなります。事務局から一括して説明をお願いいたします。

○安全担当 事務局をしております生活安全課の吉本です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料1、報告書（素案）についてご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

素案は、第1章から第5章までが第1回協議会の資料、第6章から第9章が第2回協議会の資料で構成されています。

第1章から第7章については、各章の1ページ目に概要を掲載し、事務局で文言修正や資料の追加をしております。第8章、安全対策に係る現状と課題、第9章、安全対策に係

る今後の取組についての提言は、第2回協議会の後、委員の皆様にご確認いただき、皆様からのご意見を反映しております。

また、本編のほかに資料編を設け、子供のベランダからの転落の事故事例145件と、転落以外の事故事例13件は、資料編に一括して掲載しました。さらに、業界団体の消費者への注意喚起等の例として、事業者特別委員及び住宅生産団体連合会様からの提供資料、アンケート調査の集計結果もこちらに掲載しております。

それでは、先に1章から8章について、第1回、第2回協議会資料からの主な変更点や追加点についてご説明します。

まず、6ページをごらんください。

第1章、事故情報では、事故の傾向に5、戸建て・集合住宅別事故件数を追加しました。

次に、19ページをごらんください。

第4章 その他の事故情報として、事故情報データベースシステムからの事故情報、国立成育医療研究センターの受診事例、警視庁からの情報提供、建物の事故予防ナレッジベースからの検索事例、報道で確認できた事故事例を追加いたしました。

次に、28ページをごらんください。

第2章、市場と商品の安全対策、第3章 ベランダの安全対策の現状、1、安全に配慮した手すりの開発・検討の取組例に、キッズデザイン賞受賞作品が3件あることから2件追加し、全ての受賞作品を掲載しました。

次に、46ページをごらんください。

第4章、法令・規格・基準等、事故防止の取組等では、ベランダからの転落防止に関する基準等の変遷を追加掲載しました。

次に、68ページをごらんください。

第6章、アンケート調査です。調査概要の(5)集計・分析に関する注釈の最後にヒヤリ・ハット等経験の定義を掲載しました。

次に、71ページをごらんください。

使用実態に関する調査結果に、手すりのタイプについての分析結果を追加しました。

次に、79ページをごらんください。

ヒヤリ・ハット等経験時の調査結果に、子供の性別について年齢ごとの図を追加いたしました。

次に、80ページをごらんください。

住宅のタイプについて、ヒヤリ・ハット等経験時と使用実態を比較する図を追加しました。

以降90ページまで、各事項について同様の比較の図をお示ししています。

83ページをごらんください。

ヒヤリ・ハット等経験時の手すりのタイプについて分析結果を追加しました。

99ページから101ページをごらんください。

こちらには、転落した、転落しそうになった具体事例を精査し、転落しそうになった事例に、29番の事例を追加しております。

117ページをごらんください。

第7章、検証実験の考察ですが、考察の上から7行目、2歳児がつかまることができた柵の上部の高さ95cmを追加しました。

119ページをごらんください。

第8章、安全対策の現状と課題は、9章の提言内容と重複する部分を割愛し、第2回協議会でのご意見を踏まえて、全体の構成を見直しました。その後、委員の皆様にご確認いただき、ご意見を反映しております。

121ページをごらんください。

追加の記載をしたところは、次の2点となります。

1点目は、(2) 足がかりになるものを置くと、2の事故の要因「手すりの隙間をすり抜ける」の中に、警視庁からの事故情報から足がかりになったものとその高さ、隙間の幅の数値を記載しました。

2点目は、同じく121ページの2事故の要因「手すりの隙間をすり抜ける」について、子供のすり抜け防止に配慮した手すりが製造されている一方で、基準に適合しない手すりですり抜けによる事故が起きていることから、上から5行目以降に「製造事業者団体に所属する製造事業者においては、安全基準に基づき子供のすり抜け防止に配慮した手すりを製造しているが、事故事例では基準に適合しない隙間を有する手すりによる事故も見られることから、全ての手すりにおいて」を追加し、「子供のすり抜け防止に配慮された手すりの製造及び設置」が求められるとしました。

1章から8章の主な変更点は、以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございます。

限られた時間で、効率よくご議論お願いしたいと思っておりますので、ご意見等はこの

後の第9章、安全対策の提言の説明の後に、まとめてお願いできればと思っております。

それでは引き続きまして、事務局から第9章についてご説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、続きまして第9章についてご説明いたします。

報告書（素案）の125ページをごらんください。

こちらは第2回協議会で箇条書きでお示ししたものを、第2回協議会でのご意見を踏まえ、事務局が文書化しました。そちらを委員の皆様にご確認いただきご意見を反映したものです。

記載順にポイントに絞ってご説明してまいります。

まず、前書きの部分に、この提言の観点について記載しております。

5行目から「事故は2歳、3歳頃の年齢に多く起きており、危険性について十分理解し、自分で注意して行動することができない年齢であるため、見守りなど保護者による事故防止の取組が重要である。しかし、保護者が常時見守り続けることは不可能であり、保護者による取組には限界があることから、転落を防止する商品の開発や周辺環境の整備をあわせて行い、複合的な対策により事故防止の効果を高めていく必要がある」としています。

「また、小学生以上の子供においても同様の事故が起きていることから、危険性を理解できる年齢の子供には高所の危険性をわかりやすく教えるなど、子供に対する教育も必要である」としています。

さらに、既存の手すりの安全対策の配慮の必要性について「ベランダの手すりは、設置から長期間使用されることが多く、商品が入れ替わりにくい特性を持つことから、新規商品に対する安全対策のみならず、既に設置されている手すりについても、使用環境や長期使用時の劣化等について配慮が必要である」としています。

これらの観点から、提言は商品等の安全対策等、消費者の安全意識の向上、転落防止に配慮した商品の普及、事故情報の収集と活用体制の整備の4点について取組をまとめました。

それでは、まず、第1、商品等の安全対策等をごらんください。

1、ベランダの手すりの安全対策、こちらは、製造事業者、製造事業者団体、住宅生産事業者、住宅生産事業者団体が主体の取組となります。

(1) 手すりの乗り越え防止では、ア、手すりの高さについて、手すりの高さは1,100mm以上を確保し、さらに安全性に考慮して1,200mm以上とすることも検討することとし、また笠木に手が届く年齢の子供に対しては、手すりの高さに加え、笠木を手前にずらす対

策や形状の工夫など、安全対策についてもあわせて検討することとしています。

2、手すりの足がかり部分の①足がかりからの高さについては、足がかり上端からの手すりの高さを十分確保できるよう配慮することとしています。

126ページをごらんください。

②足がかりとなる形状については、わずかな隙間や突起であっても足がかりとなるおそれがあることから、足がかりとなる形状についてどの程度の隙間や突起が足がかりとなるか検討を継続し、よじ登りを抑止する手すりの改善につなげることとしています。

ウ、手すりの手がかかる部分については、子供の手の届く高さに手がかかる部分がある場合は、そこを手がかりに子供がよじ登る可能性もあることから、足がかりへの配慮や笠木の位置や形状の工夫など、その他の安全対策をあわせて検討することとしています。

さらに、実験結果から効果が示唆された笠木の位置を手前に10cmずらす対策について、エアコンの室外機など、足がかりとなるものとの相互作用やベランダの使用上の利便性に配慮が必要であるとし、さらに多くの条件について検証を重ねるなど、手すりの手のかかる部分のよじ登り抑止効果についてさらに検討し、実用性のある手すりの改善につなげることとしています。

また、エ、よじ登らなくても外が見える構造として、アンケート調査の結果などから、手すりは子供の位置から外が見える構造とするなど、子供のよじ登りを誘発しない構造とすることとしています。

127ページをごらんください。

(2) 手すりの各部材間の隙間についての子供のすり抜け防止には、120mmや200mmなど、基準以上の隙間で子供のすり抜けが起きていることから、手すりの隙間は110mm以下を遵守することとし、さらに、より安全性を高めるため、手すりの隙間を90mm以下とすることも検討することとしています。

(3) 手すりの劣化等強度不足による事故防止のための定期点検の実施等には、強度不足が原因の転落事故を防止するため、基準を参考に手すりの強度を確保することとし、さらに経年劣化により強度が低下する場合もあることから、手すりの定期点検を実施すること、消費者に自己点検の必要性を周知することとしています。

128ページをごらんください。

2、注意表記等の強化、こちらは製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者主体の取組となります。

(1) 注意表記の強化には、一部の中高層住宅用の手すりでは、注意喚起シールにより注意表記がされていることから、シール等による手すりの乗り越え防止に関する注意喚起を行うこととしています。

(2) 住宅の入居時、引き渡し時の説明には、事故の危険性について消費者に確実に伝える必要があることから、注意事項を掲載したリーフレット等を配布するなど、効果的な説明方法を工夫することとしています。

次に、3、安全基準の強化として、まず(1)低層住宅用の手すりの安全基準では、現行のJISには、手すりの高さや足がかりへの配慮が規定されていないことから、これらを盛り込んだJISの改定を行うなど、安全対策の取組が広く推進される方策を検討することとし、さらに笠木を手前にずらす対策についても、JISに盛り込むことも視野に入れ、有効性について検証することとしています。

(2) 中高層住宅用の手すりの安全基準では、子供の転落防止に関する事項について、団体としての自主基準や指針を策定して、積極的に公表するなどにより発注者と連携した安全対策の推進を検討することとしています。

129ページをごらんください。

(3) 優良住宅部品認定基準(BL基準)については、BL基準は、BL部品以外でも仕様基準として参考とされることが多く、笠木を手前にずらす対策や形状の工夫などについてさらに検討され、BL基準に位置づけられることにより、子供の転落防止に関する取組が広く普及することが期待されるということから、認証機関は認証企業に対し子供の転落防止に配慮した製品の開発を促すとともに、中高層住宅用の手すりの製造事業者と協働し、得られた安全対策事項を反映した製品を認定対象として加える検討を進めることとしています。

(4) 子育てに配慮した住宅のガイドラインについては、手すりの高さや足がかりへの配慮について、より安全に配慮した基準値が推奨値として示されていることから、認定制度とガイドラインの普及に努めることとし、転落防止に関する新たな安全基準等が公表された場合は、それらをガイドラインに反映することも検討することとしています。

次の4、ベランダの周辺環境の整備、こちらは住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、流通販売事業者団体、流通販売事業者の取組となります。

(1) エアコンの室外機は、子供の足がかりにならないよう、手すりから60cm以上離して設置することとし、手すりから十分離して設置できない場合は、上から吊す、別に専用

置き場を設ける、戸建住宅では1階に設置するといった、ベランダの床に設置しない方法を採用するなど、エアコンの室外機が子供の足がかりにならないよう対策を検討することとしています。

(2) その他ベランダに据え付けられているものでは、足がかりとならない高さに設置する、上から吊り下げる、手すりから60cm以上離すなど、子供の足がかりにならないよう対策を検討することとしています。こちらは、区市によって景観条例により、上から吊す物干しなど設置できない場合もあることから、対策の例として、足がかりとならない高さに設置するを追加しております。

次に、第2消費者の安全意識の向上では、まず、1、消費者への積極的な注意喚起として、商品の安全を検討する本協議会の趣旨から、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者が主体の取組として、特に項目を設けているものです。

建て替えやリフォーム、引っ越しなどの機会を活用し、消費者の行動に結びつく具体的な安全対策を情報提供し、消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこととしています。

130ページをごらんください。

次に、2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起は、製造事業者、住宅生産事業者に加え、関係するあらゆる主体による取組として、転落事故防止に向けた行動に結びつく啓発を行っていくこととしています。集合住宅の居住者への注意喚起が必要であることから、主体として住宅管理者、管理組合、住宅管理会社を追加しております。

また、事故は保護者がほんの短時間目を離した隙や、保護者が近くにいるときでも起きていることから、見守りだけで事故を防止することは困難であることを、あわせて周知することとしています。

各注意喚起事項は、第2回協議会でお示ししたものに言葉を補って整理した内容となっております。

131ページをごらんください。

3、消費者への効果的な普及啓発は、こちらも関係するあらゆる主体による取組として注意喚起の方法をお示ししています。あらゆる機会を捉え、様々な媒体を活用した広報、乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用した普及啓発、インターネット、ツイッターやFacebookなどのSNSを有効活用、子育て世代が多く集まるイベントとの連携、保護者だけでなく、祖父母や周囲の人を含めた幅広い層への啓発、保育園、幼稚園の年長組、小学

校低学年の子供へ事故の危険性をわかりやすく伝えるとしております。

次の第3、子供のベランダからの転落防止に配慮した商品の普及では、第2回以降の追加事項となります。こちらは製造事業者、製造事業者団体、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者の取組となります。

転落防止に配慮した手すりの積極的な採用、発注条件の手すりの仕様に「第1、商品等の安全対策等」の事項を盛り込むなど、転落防止に配慮した手すりの普及を図ることとしています。

第4、事故情報の収集と活用体制の整備、1、業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用は、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者が主体の取組となります。

こちらには、第2回協議会でお示ししたものに、事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口を設け、消費者に周知するなどを追加しております。また、使用方法によると見なされる事故についても情報収集するということを追加しております。

2、事故情報の収集と情報共有への協力は、国及び都が主体となる取組となります。こちらには、保護者への注意喚起だけでなく、製造事業者や住宅生産事業者ほか複数の関係主体による安全対策の取組が求められるということを追加しております。

国の取組として関係省庁と連携し、安全対策に有効な事故情報が一元的に集約され、関係主体が活用できる仕組みづくりを検討すること、都の取組として収集した事故情報を事業所団体に提供するなど、事業者団体の安全対策の推進に協力することとしております。

9章の説明は以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、カメラ撮影に関しましては、先ほどご退室いただいております。

事務局から1章から8章までの修正事項だけを説明してもらっております。最初に、その第1章から第8章までの修正事項等に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

本日、資料編として、事故事例の詳細版を全部載せております。それ以外に、ベランダに警告表示をしている関連情報が資料編の9ページ、10ページ、12ページにあります。このような表示をして、同時にその詳細な情報についてはQRコードから入っていくというシステムになっているとのことです。

前回どのようなマーキングでベランダに警告表示を行っているのかをお伺いしました。今回詳しくそのあたりを表示例を含めて紹介いただいています。それ以外に、業界団体様のほうでつくられている説明書等もここに示されております。

海外での事故事例の詳細も収録されておりますが、追加情報なども含まれているのでしょうか。

○安全担当 第1回協議会の報告の内容をまとめたものになっております。

○越山会長 わかりました。いかがでしょうか。

○釘宮委員 釘宮でございます。

業界団体のいろいろな注意喚起の例というのを、たくさん載せていただいて大変参考になりました。お聞きしたいのは、QRコードを使っての注意喚起を、日本アルミ手摺工業会さんのほうでされているということですが、これは新規設置される場合につけていらっしゃるということになるのでしょうか。いつ頃からこれはやっていたらっしゃるのかということと、例えば、既に設置済みのものなどについてもつけていくことが可能なかどうか、その辺についてちょっとお伺いできればと思います。

○越山会長 工業会様何かございますでしょうか。

○福谷氏（久米特別委員代理） アルミ手摺工業会の福谷です。よろしく願いいたします。

基本的には、新築の建物の場合に設置しております。ちょっと今、日にちがはっきりしないんですが、五、六年前からの設置ということにさせていただいております。

○越山会長 よろしいですか。

○釘宮委員 既存のものについて、設置することが可能かどうかという点は、いかがでしょうか。

○越山会長 メンテナンスや修理等の過程で新たにつけるということはありえるのでしょうか。

○福谷氏（久米特別委員代理） それに関しては、今、基本的には改修工事ではつけていないんですけれども、それも工業会の検討事項に入りたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

その五、六年前というのは、何か関連する法律改正や国土交通省からの指導などがあったのでしょうか。

○福谷氏（久米特別委員代理） それに関しては、別に指導ということではなかったんで

すけれども、自主的な判断でやっているということ……。

○越山会長 これは大変ありがたいお話ですね。

それで、気になったのですが、10ページの一番大きなマーキングで、三角マークの中に「注意」と表示されていますが、「注意」というのは、危険・警告・注意という3段階のステップの中で最も危害のリスクが高くない場合のシグナルワードですね。今回のいろいろな事故事例等からは、乗り越えて転落するものがありますが、非常に大きな事故に至る可能性があるので、「注意」というワードでよろしいのでしょうか。

また、手すりの上に乗ったり身を乗り出さないでくださいという表示が、12ページにも書いてあります。これは必要な情報と思いますが、この協議会での議論上では、特に小さなお子様がいるお宅ではというような部分が一番大事なような気がしていたんですが、そのあたりのご議論等があったのかなど、ご記憶の範囲でも結構ですが、何かございますでしょうか。

○福谷氏（久米特別委員代理） そこら辺がちょっと資料が——私もちょうど工業会に離れている時期だったので申しわけございません。

○越山会長 はい、ありがとうございます。

○市川特別委員 ちょっとよろしいですか。

○越山会長 はい。

○市川特別委員 リビングアメニティ協会の市川ですが、注意喚起シールというのは、もともとPL法が施行されてから、十数年来、各手すりメーカーが製品に貼付していますので、最近ということではないと思っております。

注意喚起というものに関する位置づけは、今おっしゃられたように重要度、頻度によって決めているので、今回、もう少しスポットライトを当てるような形になるのであれば、業界としても見直しを考えていくということが必要かもしれません。現状は注意喚起という形で、各手すり専門メーカーは、製品に貼付しているという状況でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

これは、公営住宅みたいなどころでもつけることは可能なんでしょうか。

○市川特別委員 そうですね。それはもちろん、貼っているところはありますが、ただ皆さんあまりごらんになったご記憶が薄いということは、シールが小さくないとか、目立ちづらかった、とりあえず貼ってあるという状況だと思います。運用の仕方に、見直しが必要になるとは思っています。基本的には、公営住宅も含めて貼付しております。

○越山会長 ありがとうございます。PL法ができ1995年7月から施行されました。その施行あたり各製造事業者団体等では警告表示等の議論が積極的になされたことがありましたが、多分そのあたりに議論されたのかも知れませんね。

ベランダの強度不足などの問題などがあってか、警告表示はQRコードを利用したりしてメンテナンスの重要性などの情報提供を行えるようにしたのかも知れませんね。要はお子様の落下の注意喚起だけではなくて、メンテナンスの重要性を謳った背景があったようにも感じられます。

ほかに何かございますでしょうか、お気づきの点でも。よろしいですか。

本日は4回予定されている協議会のうちの3回目に当たります。しかし、今回は最終提言段階に入りますので、本日一番重要な第9章のあたりについて、十分ご議論をいただければと思います。

先ほどの警告表示の件は、あくまでも現状の件についてお伺いしたような次第ですが、これから先は、この提言書原案のスタイルでいいのかどうかも含めてご議論いただく重要なポイントになろうかなと思っております。

本件については、125ページからの第9章が該当します。まず最初に、125ページから129ページの一番下あたりの箇所、要は、「第1、商品等の安全対策等について」の箇所について、十分ご審議いただければと思います。

第1の箇所については、1にベランダの手すりの安全対策、2に注意表示等の強化、3に安全基準の強化、4にベランダの周辺環境の整備についてという記述になっております。このあたりどこからでも結構ですので、この129ページの一番下あたりまでの箇所でぜひご忌憚のないご意見等賜れば幸いです。いかがでしょうか。

第1の箇所は、主に業界様のほうでなされている取組や、基準の規定類に関する箇所ですが、国内外を問わず、実験結果からもほぼ現状の規定値等は妥当な数値であることを示しているように思われます。これ以外にも東京都のガイドラインの推奨値も一部示されています。

今回この議論の中で、手すりの手前を少し内側のほうに曲げるという効果の議論が出ております。あの形は、ある意味有効な部分はあるかなと思いますが、必ずしもあの構造だけが有効な方法かどうかはわからない部分もあろうかと思われます。そのあたりの表記方法を、より効果的な構造等の検討や開発につながるような記述にさせていただいております。そのあたりでも結構ですので、表現方法も含めて、どうぞご忌憚のないご意見を賜れ

れば。では、お願いします。

○山平特別委員 日本エクステリア工業会の山平です。よろしくお願いいたします。

今、委員長からお話がありましたけれども、当工業会では、J I Sのほうの制定といたしますか、改定といたしますか、そのJ I Sの基準というところにかかわっているんですけども、工業会の中でも、このJ I Sの部分について、128ページ、今、話が出ました手すりを手前にずらす対策に関して、これをJ I Sに入れるべきかどうかというところを、いろいろ議論したんですけども、一応事務局のほうには文書でもお伝えしていますけれども、皆さんのほうにも知っておいていただきたいという思いもありまして、ちょっとお話しさせていただきます。

どういうふうに説明したらうまく伝わるのかなということをずっと考えていたんですけども、なかなかそれが思いつかない部分はあるんですが、結論から言いますと、これをJ I Sの中に入れるというのが非常に難しいというふうに考えておりまして、なぜかと言いますと、これはこの方法というのが、必ずしも絶対必要という基準ではないんじゃないかというふうに思っておりまして、さらに安全性を高めることにおいて、手前にずらすという案が有効であるということになっていると思いますので、これをJ I Sの基準に入れると、全部そういうふうにしなないといけないということになると、かなり実際の使用勝手とか、さらにバルコニー部分の大きさからすると、室外機に近づいてしまって、逆に室外機からの転落を誘発するというようなことにもなりかねない部分もあったりするものですから、これを非常に入れづらいというふうに考えているというのが工業会での話になります。

ですから、ちょっとこの部分を、今、文書について少し変更していただいたんですけども、できれば外していただきたいというのが工業会としての希望なんです、できなければ、書き方として「有効性について検証すること」というふうになっているんですけども、前のほうにいくと、その手前をずらす形状や、笠木の形状の工夫もあわせて検討することというふうになっているので、そういう言い方とあわせていただけないかという提言といたしますか、そういうふうに考えております。

○越山会長 ありがとうございます。本件に関していかがでしょうか。

「ずらす対策に」というところを「ずらす対策等についても」という表現だけでも大分変わるような気がします。確かに、手すりの上の手前に曲がっているところは、足がかりの位置関係や、手すりの構造などによってもその効果に差があると思います。そういう相対的な関係を、何か総合的に評価できる方法があれば非常にいいかも知れません。

事前に皆様のところに画像をお送りしたかと思いますが、あのような貴重な画像を参照しながら、いろいろ有効な方法を考えることも大事かも知れません。はい、お願いします。

○西田委員 これ、私の考えとしては、J I Sは確かにちょっと踏み込んでいるところがあるなと思ったんですけれども、これを盛り込むことも視野に入れ、検証することということなので、すごく義務化というか、そういう感じにはなっていないので、率直な意見として、ぎりぎりこの表現なら大丈夫かなと思ったんです。

検証することというところが、ちょっともしあれであれば、これを検討するというか、そういうことを考えることというものに修正するのはあるのかなと思ったんですけれども、このJ I Sを全部落とすのはちょっとやり過ぎかなと、率直には思いました。

○越山会長 ほかにいかがでしょうか。

○山中特別委員 山中です。質問ですけれども、子供のすり抜け防止のところに、事故事例で200mm、20cmも間があいているところから落ちたと書いてあるんですが、建物をつくるときに、すでに基準が出ているのに20cmの隙間が実際にあったという点がよくわからないんです。どうして20cmも間があいているところが現実に存在しているのでしょうか。そこから辺がもし業界団体の方でおわかりになれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○越山会長 私も気になったところです。その情報ソースなどから何か補足はございますか。

○安全担当 こちらの120mmというのは、警視庁の提供していただいた情報の中にあつた寸法で、200mmというのが9月の事故について報道関係からの情報ですけれども、それを参考にしているものです。

基準について、事務局で把握しているところでは、今回お示ししている基準値については、強制的なものではないので、B Lの認証部品を採用していない建物とか、そういった基準を適用されていない建物では、そういったものも可能性としてはあるというふうに考えられるかと思いますが、事務局で把握している範囲でのことです。

○越山会長 ありがとうございます。

要は、規則等で詳細に一定の構造であることが義務づけられているわけではないという部分があるということでしょうか。

○篠崎氏 住宅生産団体連合会です。

今のお話ですが、この127ページの上の図を見ますと、各部材間の隙間というのは、床との隙間も含まれているんですね。恐らく、先ほどご指摘のように、手すり、格子間の

隙間で200mmというのは、よっぽどのことがないと、ちょっとありえない部材だと思うので、恐らく、この下の隙間のことではないでしょうか。

○生活安全課長 報道の発表ですと、ベランダの柵の下に、およそ20cmの隙間があり、この隙間から誤って転落した可能性があるということだったので、今の時点では柵の下だと思われま

○越山会長 お願いいたします。

○八藤後特別委員 八藤後です。今のお答えになると思うんですけども、多分建築家が独自に設計した手すりだというふうに思います。いろいろプロポーシオンとか、全体のプロポーシオンを見て、手すりの間隔を何cmまで詰めていくという非常に緻密なことをやっている人がいまして、そういう例は、建築雑誌を見ると、ものすごくいっぱい出てきますので、いわゆる工業会がかかわっていないところで作られているものではないかというふうに推測されます。

○越山会長 今のご説明は非常にわかりやすいですね。

要は、真っすぐじゃなくて、曲がっていたり、凝ったデザインのものがあるということですよ。

○八藤後特別委員 隙間というか、穴みたいなものはあります。

○越山会長 ありますね。

お願いします。

○福谷氏（久米特別委員代理） 手摺工業会の福谷です。

一応この200mmというのが、恐らくルーフバルコニーの下部の——ルーフバルコニーはBLにないですから、そこの下部のくぐりどめの話かもという、ちょっと不確定ですけども、すみません。

○越山会長 多分既存品は基準値に合ったものをおつくりになって、それを利用するというパターンが多いようにも思われますが、ご指摘のようにそれ以外のデザインの構造のものもありうるということでしょうか。

ほか、ご疑問な点を含めても結構ですので、いかがでしょうか。

構造に関する基準値は、この協議会で新たにプラスアルファするのではなく、既存の基準値を遵守し、さらに東京都が作成しているガイドライン等を有効に参考にしてほしいという書きぶりかと思います。

他、いかがですか。

前回、最後のほうで、ベランダの室外機は後づけで取りつける場合、その位置関係を十分その設置業者が配慮しない場合や、そのときは子供がいないからあまり気にしなくてもいいと判断して設置をお願いしてしまったりすることもあると思います。しかし、お子様連れのご家族がその後入ってくる可能性もあろうかと思えます。そのあたりも危惧されると思えます。前回以降、この129ページの一番下の（4）ベランダの周辺環境の整備という箇所、事務局のほうから設置業者の関係業界団体等にお話をお聞きしたりして、このような追記をしていただいたと思います。

ベランダの設置業者さんとの折衝の過程で、どのような経緯があったとか何か補足がございますでしょうか。

○安全担当 前回、第2回協議会の際に、ベランダの室外機に子供さんが乗らないような板を設置するとか、そういった事項を書かせていただいたんですけども、そのことについて関係団体にお話を伺いに行きました。

この129ページのエアコンの室外機の設置方法については、ごらんいただいてこのとおりの対策ということでよいというお話しをいただいています。

それから、（2）のほうは、エアコン以外のものでは上から吊り下げる、こちらは都営住宅関係の部署に確認をとったところ、上から吊り下げることができない地域もあるということで、足がかりとならない高さに設置するというものを追加しています。今のご質問の内容からはずれて、エアコン以外の追加事例についての回答になってしまいました。

エアコンの関係の業界団体にお話を伺ったことは、先ほどもちょっとお話ししました、消費者への注意喚起の事項になります。第2回協議会の際に、室外機の上に子供が乗らないような板を設置するというようなことを書かせていただいていたんですけども、業界団体にお話を伺ったところ、そういったものが現状ではつくられていないので、各メーカーの取組になるということで、今回この協議会の取組について、業界団体を通じて各メーカーに周知していただくことをお願いしてまいりました。

○越山会長 そうですか。それは、この提言の中でどこかに出てきますか。

○安全担当 実際にまだそういった商品があるわけではないので、今回、まず協議会の取組について、団体さんを通じて各メーカーに周知していただくことをお願いしてまいりました。

○越山会長 ありがとうございます。

もう一点、129ページの4のところ、このエアコンの室外機の設置に関連する箇所で、

その記述の対象は住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、流通販売事業者団体、流通販売事業者が対象になっています。ここの部分はエアコンの設置、施工する業界団体等も対象になるような気がしますがいかがでしょうか。

○安全担当 設置する電気工事店というか、そういった団体にも情報提供していくということを進めております。

○越山会長 ということは、ここの括弧の中の対象に入っているという理解でいいですか。

○生活安全課長 4番の下括弧の中に、流通販売事業者団体とありますが、今の話というのは流通等に入ると考えています。

○越山会長 そういう理解ですね。

○生活安全課長 補足させていただきますと、この提言の内容を周知していただくというところから始まりますので、そこから先の記載等は今段階では難しいという判断で、この記載にとどめているという状況です。

○越山会長 確か2回目の委員会で、手すりの製造、施工関係だけじゃなくて、エアコンの設置業者さんが後で取りつけた場合のことも、十分配慮しなくてはいけないのではというご意見があったと思いますが、今のような事務局の方向性でいかがでしょうか。

○市川特別委員 リビングアメニティ協会の市川です。

全体的なことになるかもしれませんが、今回、安全対策等でまとめている内容に関しては、2歳から3歳、4歳児以上では、手すりの高さ、仕上がり等を含めて、現状の商品であれば乗り越えてしまう可能性が高いということが提言で出されています・もちろん注意喚起シールも必要かと思います。ただ、注意喚起シールの対象者は保護者になると思います。2歳児は字が読めないと思いますし、読めたとしても内容が理解できないのではないかと。

というふうになると、今の室外機の件もそうですけれども、今し方ありました128ページの室外機と、住宅の入居時、引っ越し時、こちらのほうをもう少し啓発していく必要があると思います。当事者を対象に、いろいろ議論、資料をおつくりになられていると思いますが、実質的にその当事者が判断、実際その文字が読めるかどうかということとは別だと思います。やはり全般的にここに記載されていますが、大人たちの配慮が必要だということになれば、室外機、特に、バルコニーの幅ということが非常に重要な要素になり得ると思います。トータル的に考えられることがよろしいかと思っておりますので、ぜひご参考にしていただければと思っております。

○越山会長 非常に前向きなご姿勢でとてもいいと思います。

ほか、何かございますでしょうか。

先ほど、業界の皆様の方で注意喚起のシール表示とありましたが、シールというのは紙のシールですか。鉄板か何かを利用しているのでしょうか。要は、ベランダ用ですから、雨に降られることもあろうかと思imasuので。

○市川特別委員 シールの材質はプラスチック系になると思います。ただ、印刷物ですので、色があせてくるといふ劣化現象がありますので、長期的な建物の使用ということを考えていくと、確かに何かしらの見直しは必要とは思っております。

○越山会長 そうですね。屋外で長く見えるようにしておかないと意味がないですし、先ほどの表記方法で、特に小さなお子様がいるご家庭では、注意が必要ですか、配慮が必要かというような部分は、もし可能でしたら大きな注意表記が望ましいと思います。要は、乗り越え防止だけしか書いていないと、多分大人が洗濯物を干そうとしたり、外を見ようとするような行為のことを言っていると直接的に解釈されるかと思imasu。この協議会の議論では、お子様の乗り越え防止というところに着目していますので、その点が確実に伝わるものが望まれると思imasu。小さなお子さんのいるお家では室外機の位置関係に配慮しなくてはならないことがうまく伝わるような表記のほうが、私はいいかと思imasuが、皆さんはどうでしょうか。

あと、住宅生産組合連合会様にお伺いしたいのですが、そんな注意表示というのはどの程度可能でしょうか。建築士、施工業者、受注者などが、どの段階でどれくらいシールを貼ることの最終決定権があるのかよくわかりませんが、少なくとも新築の戸建て住宅や共同住宅では十分普及してほしいと思imasu。そのあたりはいかがでしょうか。

○篠崎氏 実態としてシールを手すりに貼るといふことが、やはりお客様との貼っていいですか的なもの、そういう打ち合わせが必要なような気もするんですよ。見ばえとかそういうのがありますので——結構目立ちますよね、目立たないと喚起になりませんから。そういうものを貼っていいかどうかといふ……。

そういうことからして、実際の注意喚起のやり方としては、ここにもありますように、引き渡しの際に、リビングマニュアルとか、住まいのしおりとか、いろいろな呼び方がありますけれども、その中に、先ほど出ていた警告マークのようなもので、目立つように注意を喚起するといふことです。

私もちょっと現場を離れて大分たつんですけれども、実際にベランダの手すりに目立つ

ような黄色等でべたっとシールが貼ってあるというのは、ちょっと見た記憶がありません。というのは、手すりも結構長いですから、もし目につくようにということであれば、例えば、2 mから3 m間隔ぐらいで貼る必要があると思うんですけどね。方法としては、手すりに貼らなくても、ベランダの出たところに何かそういった表示をするという方法は検討の余地があると思います。そんなようなものが実際だと思われます。

○越山会長 ぜひご検討いただければ幸いです。

B L様のほうは、そういう表記に関しては、何かコメント等ございますでしょうか。どんどんお勧めいただけるようなお立場だと期待して、お伺いしたいと思います。

○西本特別委員 まだどういった対策をとっていくとか、それがどう有効であるかというところは、これから検証していくようなところになるので、具体的にどういった注意喚起をしていくかというところは、まだお約束できるようなところはないんですけども、私どもの認定制度の場合、エンドユーザー、また施工者等に対する情報提供というのも、認定の要件にさせていただいているんですね。ですから、そういった中でより有効な情報発信というところに関しては、基準としても盛り込んでいくということは、具体的に動く中では可能かなというふうに思っております。ですから、ちょっと具体的にどうするかというのは、この場では差し控えさせていただければと思います。

○越山会長 ぜひご検討いただければ幸いです。

それ以外、住宅品質確保の関係で、この表記について働きかける予定とかはございますか。ここにはちょっとそれに該当する記述はなかったの。住宅品質何だっけ……、品質表示の方ですね。消費者庁様所管の……。

○安全担当 基準の住宅品質確保の促進等に関する法律、品確法のことですか。こちらの認証の基準の中には、手すりに対する表示ということは決められてはいないです。

○越山会長 多分その品質の中には安全に関する部分も含まれていると思われますが、住宅の必要な品質管理に付随して関連する働きかけもあればありがたいと思いましたので、お伺いだけです。どうもありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。お願いします。

○山平特別委員 ラベルの件なんですけれども、日本エクステリア工業会のほうも、工業会の中で、安全の表示に関するガイドラインというものを作成しておりまして、その中でこういう安全にかかわるものをラベルで表記するのか、取扱説明書に入れるのか、カタログに載せるのかとか、そういったことを基準として決めてやっています。実際同じような文

言も工業会のその基準の中には入ってしまして、各社が皆さんそのとおりにやっているかどうかまでは把握していないんですけれども、一応同じような文言で、ラベルに貼るようという形にしていますので、出荷される工業商品としては、既に商品に貼り付けて出されているというメーカーさんが多いというふうに認識しております。

○越山会長 ありがとうございます。それをお伺いしたかったんです。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、この後半の部分の第2、消費者の安全意識の向上、129ページから最後まで箇所について、お伺いできればと思います。

○八藤後特別委員 よろしいでしょうか。

○越山会長 お願いします。

○八藤後特別委員 八藤後でございます。本当に最後の最後のページですけれども、131ページが一番上、消費者への効果的な普及啓発のところですが、ここだけじゃなくて、子供に対して事故の危険性をわかりやすく伝えるというような記述が見られます。これは、実はすごく難しいんですよ。その説明が具体的であればあるほど、子供はそれを見てリスクに挑戦するというか、挑戦したくなるというふうに考えております。

したがって、結論を先に言いますと、こういうことが必要だろうなというふうには思うのですけれども、特に子供に対する啓発とか、あるいは教材などをつくる際には、それを見ることによって、子供が柵の乗り越えをするという行為を誘発させないように十分配慮することというようなのを入れておいていただければ、まずはいいのかなというふうに思います。

実は、これについて以下余談になりますけれども、乗り越えの実験をやったときも、なるべく本物の手すりだというふうにわからないような、運動器具みたいなイメージにするという――産総研の実験器具もそのようになっていますけれども、それで家へ帰って実行しないようにするのに非常に苦慮したということがございます。

それから、あと私も子供向けの事故防止のいろいろなカレンダーとか、絵本みたいなのを監修しているんですけれども、結局ベランダの乗り越えについては、そういう難しいところがあるので言及することができませんでした。

極端に言うと、子供に啓発するというのは、かえって逆効果になるという考え方もあるかもしれません。ただ、今それをここで議論すると、この会議の本質ではありませんので、そういう注意喚起を一文入れるということではよろしいのではないかというふうに思います。

○越山会長 ということは131ページ、3、（6）の後に、表記方法には配慮を要すると付記するような感じでしょうか。

○八藤後特別委員 （6）以外にも、（4）も該当しますね。

それから、それ以外のページ、前のページとか、前々のページあたりにも、そういう子供への喚起とあるので、どこかへ総括的に（7）でもいいかなというふうに思います。この（6）だけのことではありません。

○越山会長 そうですね。小学校低学年の子供などは、逆にそんなイラストがあるので僕も真似してみようとする場合も否定できないですね。そういうご配慮や検討は確かにそのとおりだと思います。

ほか、ございますでしょうか。お願いします。

○篠崎氏 住団連です。131ページの第4なんですけれども、事故情報の収集と活用体制の整備のところですが、ここは事務局とも大分議論させていただいて、最終的にこの形に一部修正いただいたんですけれども、その後でまた大変恐縮なんですけど、3行目の「業界として事故情報の収集体制を整備」というのがあるんですが、ここを、その前の行に「事故情報をはじめ」という表現がありますが、そういった意味で、事故情報の後に「等」を入れていただくと助かります。

したがって、次の行の「収集した事故情報等」をと、そこにも「等」を入れていただきますと助かります。というのは、事故情報に特化した収集体制を整備するというのが、前にもちょっとお話ししましたけれども、窓口としてはいろいろ雑多な、安全から品質からいろいろなことを含めた相談窓口を体制としては整備しているんですが、事故情報に特化したものということになりますと、ちょっと業界としては整備しづらいという一面がありますので、ここは大変恐縮ですけど、「等」という1文字を入れていただけますとありがたいんですが、ご検討よろしくお願いします。

○越山会長 そうですね。ヒヤリ・ハットのような情報は設計者等に伝わったほうがいいですね。もっともなご指摘だと思います。

ほか、ございますでしょうか。

実は、前回、この4の情報収集の箇所は時間がなくて議論ができませんでしたので、ぜひ今回ご議論いただければ幸いです。業界団体の皆様は十分内部でご検討いただいたというふうにお伺いしており、非常に心強い思いです。

一番最初の会議のときに、どういう構造のベランダで、どんな使い方や登り方をして、

転落したのかという情報がなかなか伝わっていないというお話があったと思います。こういう情報は、数行の簡潔な情報だけでは詳細がわからない部分はある、そのためになかなか具体的な安全対策につながりにくい側面はあろうかと思えます。そういう意味では、ぜひ積極的に関連する情報収集をしていただくような体制づくりをお考えいただけるということは、非常に安全につながるのでありがたいお話だと思っております。

以前この協議会でも扱ったのですが、ボタン電池の誤飲による事故情報がほとんど表に出てこなくて、といことがありました。しかし、その後、ちょうど先週でしたか、お医者さん等の協力によって、全国から約960件の誤飲事故の実態があるという業界団体による調査結果が報告されました。こういう事故の収集体制というのは、恒常的に情報が収集できるような体制にするのかどうかも大変ですし、あと時期的だとか、あとは地域、または何年に1回だとか、何らかの形でこの実態を把握しようとしなければ、なかなか見えてこない部分があろうかと思えます。

これは、前々回も山中委員のほうからご指摘があったとおり、できるだけ詳しい写真などの情報がなければ、業界のほうとしても安全対策につながりにくいというのは、まさにそのことだと思います。ぜひ業界団体の皆様、この提言の書き方でよろしければ、何らかの情報収集、安全対策のための事故収集についてご検討いただければ幸いです。

私ばかり話して、申しわけありません。ほか、皆さんいかがでしょうか。お願いします。○西本特別委員 すみません。ちょっと別の場所ですが、130ページの注意喚起のところの下から2つ目、手すりの定期点検についてというところがあるんですが、定期点検については、ぜひ盛り込んでいただきたいということで、私のほうからも事務局のほうに働きかけさせていただいた項目ではあるんですが、こちらに書かれている1つ目のポツの子供の成長に配慮し、足がかりになるものや手をかけられる部位がないことを確認すると書かれておるんですけども、ちょっと違和感があって、そもそも子供の成長に配慮して対策を使い分けるということが、今回このストーリーになっていたかしらということが1つポイントで、もうそれがなければ、そもそも子供の成長に配慮しというのはとってしまってもいいのかなど。

あと、定期点検でこういった部位がないことを確認するというのも大事ですが、恐らくこれって改造されたり、物干し用の何かがつけられたりといったようなことで、状況によって、時間がたって変わってくるといったようなことは考えられるので、これ、場合に

よっては、上のほうにあります「子供の年齢、成長に配慮して安全対策実施する」の中のどこかに、手すりにそういったものを取りつけないことも書いていただいたほうがいいというふうにはちょっと思ったところです。

以上です。

○越山会長　そうですね。今のご指摘には2つの側面があると思います。後者のほうは確かにそうですね。長年使っていると、お使いになっている保護者や、家の方がより使い勝手をよくしようと思って、DIY店で何か買ってきて取りついたりすることは十分あり得る話と思われる。そのときに、それが子供の乗り越え防止につながるようなものであれば、いけないと思いますが、そのあたりの配慮が必要だというご指摘だと思います。それは、確かにそのとおりだと私も思っております。

前段の話で、子供には発達という側面があり、その点に配慮しておく必要があります。そのため、確かにこれだけだと誤解を招く場合があるかもしれません。私が一番最初にお話ししたとおり、1歳から2歳前後のお子さんが転落する事故を防止するということが重要であり、そういう部分がうまく使われるような注意喚起の表記が必要かと思われます。

今の件でなくても結構ですけれども、ほかに何かございますでしょうか。お願いいたします。

○釘宮委員　追加というよりは補足の説明ということで、130ページの2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起というところに、括弧書きの中ですけれども、住宅管理組合、住宅管理会社というのを付け加えてくださいというのを私のほうからお願いした経緯があります。

その意図というところですが、先ほど住宅の入居時や引き渡し時に説明をすることが重要であるという話がありまして、もちろんそれも必要なんですけれども、何年か住んでいる方や、引っ越しをされてきたような方に対する注意喚起というのがなかなか行き届かないと思っております、であれば管理組合、管理会社の方にもご協力いただく必要があるのではないかというふうに思ったところです。

先ほど、シール云々というお話があって、シールが有効かどうかというのは、それはいろいろ議論もあるところだと思いますし、私もそれが必ずしも一番いい方法と思っはいいわけなんですけれども、ただ、すでに住んでいる方々に注意喚起するにはどうしたらいいのか。ホームページにそういった注意書きがあったとしても、そこに直接見に行くということが、一般の消費者にはほぼないことですので、じゃあ、どういう方法があるのか

といったときに、例えばQRコード等で直接見に行くことができるとか、あるいは管理会社の人から、何かそういったリーフレットを配っていただくとか、そういう別の方法も必要ではないかと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

意見は出尽くしてきた感じでしょうか。

基本的には第4回目、次回の会合でここで作成された提言を都のほうに提言する予定となっています。本質的な部分でも表現方法に関する箇所でも結構ですので、委員の名簿の順に、ご意見等を最終的にいただければ幸いです。順番にご発言いただければと思います。

名簿に従った、最初に、委員、次に特別委員、そして関係者という順で進めさせていただければと思います。

まず、きょう東京消防庁の岡本委員の代理の方にお越しいただいていますが、補足でもご意見でも結構ですので何かございましたらお願いいたします。

○藤崎氏（岡本委員代理） 東京消防庁、防災安全課藤崎でございます。

東京消防庁としましても、救急搬送データに基づく情報収集や事故に関する注意喚起については、今後とも行ってまいりたいと思っております。

特に当庁は救急現場を持っているので、今回の協議会でも情報提供させていただきましたが、そういった面でも各関係機関等と協力させていただきたいと考えています。

一方で、個人情報の問題や、原則、救急活動現場での限られた時間や範囲の中で現場活動をしながらの情報収集を行うことから、例えばベランダの手すりの形態や不具合の有無の確認ですとか、幅が何センチあったかなど、なかなか細かい部分までの情報収集は厳しいことも現実です。

いずれにしましても、提言4の2にあります「事故情報の収集と情報共有への協力」の部分等につきましても、当庁としましても、今後ともできる限り関係機関等と連携し、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、鎌田委員何かございますでしょうか。

○鎌田委員 国民生活センターの鎌田でございます。

先ほど、越山先生のほうからもお話の出ましたボタン電池と似ているということで、商品自体は全く違うものなんですけども、似ているというのは大体一般の消費者の方は、製

品自体に問題があるんだといった場合は、最寄りの消費生活センター等に苦情相談に行くわけですが、なかなかこういったベランダからの転落という、消費生活センターに相談するのが少ない、全くないわけではないでしょうけれども、ただ、医療機関等にお子さんがけがをされて、その情報が私たちのほうに入ってくるというところがボタン電池と似ているというふうに思ったわけですが、ただ製品自体に問題がないわけではないのかもしれませんが、ほとんどがちょっとしたアイデア等、あるいはちょっとした注意で、こういった事故を防げると思いますので、業界団体の方には、今後ともいいアイデアといい商品をつくっていただければというふうに思っております。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

釘宮委員、何かございますでしょうか。

○釘宮委員 安全の3ステップメソッドというのを皆さんご存じだと思うんですが、本質的安全設計、そして、2番目が安全防護方策、3番目が使用上の情報ということになっておまして。3番目の使用上の情報、つまり表示でカバーしようということでは、なかなかリスクを低減することが難しいわけです。特に今回は本当に小さなお子さんの事故、1歳、2歳のお子さんの事故を防ごうということですので、本質的安全設計、あるいは安全防護方策について、1歩でも2歩でも進んでいくということが期待するところです。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 相談員協会の鈴木と申します。

先ほど、国民生活センターの方がおっしゃられたように、私どもの相談窓口は製品に対する事故としては入ってこないです。建物にくっついているものですから、消費者のほうも関心がそれほどないのかなと思っています。でも、事故が起きているのはニュース等で皆さん知ってはいて、危険性は伝わっているんだけど、自分の立場として意外と認識していらっしゃらないんじゃないかと思っています。これからは、やはりこの注意表示もそうですけれども、製品自体だけではなく、建物を使う側への啓発がとても必要かなと思います。ただ、それには皆様、事業者さんの方々の努力もとても必要だと思いますので、今後ご協力いただければと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

では、西田委員、もし何か補足でもございましたら。

○西田委員 特になんていっていただけませんが、9年で落下しているのは百何人ということですか。やっぱりすごく多い事象なので、何か今回1歩でも2歩でも前進できれば、素晴らしいことかなと思います。結構画期的な内容になっているんじゃないかというふうに思いますので、期待したいなということと、今後いろいろな検証とか、足がかり1つとっても、少し追加の実験なり検証みたいなものが必要になる場合もあるかと思うんですけど、そういう場合は我々も今度は研究所としてご協力していきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○越山会長 それでは、特別委員の方にお問い合わせしたいと思います。

まず、リビングアメニティ協会の市川様、何かございましたらお願いいたします。

○市川特別委員 3回目を含めて、ありがとうございます。いろいろ勉強になるところがございました。製造事業者、団体といたしまして、製品に携わるバルコニーというのは、今までいただいた資料の中では37%を占めるということでございます。我々といたしましても、転落事故が出ているということで、課題があるなどは思っております。やはり内容について精査をしながら、業界団体で進めていきたいと思っております。

最後に、啓発については、使用者へどれだけ情報提供ができるかということ、業界としても取り組んでいきたいとは思っております。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、日本アルミ手摺工業会様お願いいたします。

○福谷氏（久米特別委員代理） いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。

これからもさらに、手摺工業会が推奨していますQRコード、これをさらに普及できるように、先ほど釘宮委員からもご指摘ありましたようなことを考慮しながら、さらに、それに努力していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

お席の順番と違って、名簿のほうで進めさせていただいております。申しわけございません。引き続きまして、キッズデザイン協議会様のほうからお願いできればと思います。

○杉山特別委員 キッズデザインの杉山です。

事故を繰り返さないためには、やっぱり事故情報の収集と、製品開発のときにそこを参照するというのが非常に大事な取組だと思うんですが、この提言の中にもその辺は書いていただいている中で、1つお願いとしては、個々の企業さんではそういう取組を進めてい

ただいているものだと思うんですけども、やっぱりそれを業界団体さんの中で、横で共有して、1つの企業だけに集まっている情報ではなくて、よりたくさん業界の中で共有して、できるだけ多くの事象について検討していただくような、もうちょっと踏み込んだ取組をしていただければ、この提言をきっかけにそういう取組をしていただければ、非常にいいんじゃないかと思いました。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、建築改装協会の高野委員お願いします。

○高野特別委員 建築改装協会の高野でございます。

きょうを含めて計3回、皆さんのいろいろご意見等をお聞きでき、すごく有意義な会議だったと思います。きょうも出ました手すりのシールですね。この辺が劣化して字が薄れてくるとか、その辺の弱点、あと、本当にこの内容でいいのか、その辺が重々わかりました。

そして、あと今、定期的なお勧めっていうことでパンフレットも出しているんですけども、その辺1回ちょっと協会の方でも見直して、落下事故を1人でも防げればということで頑張っていきたいと思います。

それとあと、手すりを最初に決める段階で、デベさんとこの辺、落下防止に対して協力していくというのは、これはもちろんですけども、あと設計事務所の先生方ですね。その方たちにも重々お願いして、なるべくそこの辺を訴えていきたいと思っています。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、ベターリビング様お願いいたします。

○西本特別委員 ベターリビング西本でございます。

3回の協議会を通じまして、私もかなり勉強させていただいた次第でございまして、やはりこのテーマきちんと取り組んでいく必要があると思っておる次第です。

ただ、先ほど西田委員のほうからもお話しありましており、この方向性が見えてきている中、ただ検証等、やはり今後も進めていく必要が出てくるんだろうと。そうした場合に、私は認証団体ですけども、製造団体さんと協力し合って進めていかないと、なかなかテーマが大きいところですし、そういったところをまた調整を進めていきながら取り組んでいければと。

また、きょうお話しいただいた注意喚起に関するところなんかも、同じく各自ばらばら

のことを言っても仕方がないので、そこら辺は意見共有できるよう努めていきたいと。エンドユーザーの方に安心して使ってもらえる環境づくりというところで、取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは八藤後先生、よろしいでしょうか。

○八藤後特別委員 八藤後です。随所で発言させていただきましたので、特にございません。どうもありがとうございました。

○越山会長 それでは、山中先生お願いいたします。

○山中特別委員 以前から、ニュースで数カ月に1回は「子供が落ちて亡くなった」とか、「大けがをした」と放送されています、今回網羅的にまとめていただいて、大変すばらしい報告書ができたと思っています。

私はあと一つ、今回、大変よかったと思っているのは、行政を通して警察のデータを見ることができたことです。今まで警察のデータは、一切外には出てこなかったんですね。

特に重症度が高い事例は、一切出てこなかったんですが、今回、見せていただくことができました。これを契機に、犯罪性がなくて、重症度が高い事例は、ぜひこういう検討をしていただきたい。そうでないと、なかなか予防にはつながらないんですね。警察は調書を取って、現場の写真から細かい計測値まで全部把握しています。今後は、特に重症度が高い事例の場合には、警察のデータも検討の場に提供いただけるような、そのきっかけになっていただければと思っています。今回は大変有意義な検討会だったと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、日本エクステリア工業会、山平様お願いします。

○山平特別委員 日本エクステリア工業会、山平です。

いろいろ発言させていただいたんですけども、一つ一つ細かいというよりも、やっぱり商品がどうだとかというだけではなくて、いろいろな部分でトータルとして考えていく必要があるんじゃないかというふうに感じました。

せっかくいろいろな団体の方が集まってやってきましたものですから、トータルで考えて、お互い意見を聞き合って、発言し合って、1つの提言としてまとめられればいいというふうに思います。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして関係者の方として、住宅生産団体連合会の篠崎様お願いいたします。

○篠崎氏 住団連です。この提言の取りまとめに至って、いろいろと要望を言わせていただきました。また、それに対していろいろご配慮いただきましてありがとうございました。

住宅を供給する側として、やっぱり住宅は夢ですから、やっと夢がかなって取得した家で事故が起きないように、団体としてはできる限りのことを、今後検討課題にしていきたいと思っています。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、行政関係の関係者の皆様のご意見として、まず、国土交通省の住宅生産課のほうから鹿島様にお越しいただいております。何かございましたらお願いいたします。

○鹿島オブザーバー 国土交通省住宅生産課の鹿島と申します。

私どもでは、品確法に基づく住宅性能表示制度を担当させていただいております。性能表示の中には、こういった手すりの安全基準等もございます。皆様、業界団体のご協力を得ながら、性能表示の利用率を上げていって、こういった安全対策に寄与できればと考えております。よろしく申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省、住宅産業室のほうから鹿沼様にお越しいただいております。

○鹿沼オブザーバー 経済産業省、住宅産業室の鹿沼と申します。

3回にわたりご審議いただきありがとうございます。人命にかかわることでもございますので、業界の方々と連携しながら協力させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省製品安全課の小山様よろしいでしょうか。

○小山オブザーバー 経済産業省製品安全課の小山と申します。

私自身、消費生活用製品安全法の担当補佐をしておりまして、消費者に対する危害を防止するために国が指定した製品の製造、輸入、販売を規制している立場です。代表的なのはライターだとか、ジェットバスだとか、そういったものを規制しています。

ベランダ手すりの難しさというのは浴室用の手すりとか、階段用の手すりとかと違って、いわゆる消費者が自由に製品を選択できないというところにあると感じています。いただいた提言につきましては、当課としましても、消費者広報や、当課の製品安全優良企業表彰などを通じて、できることから安全対策の啓発に取り組んでまいりたいと考えています。ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁の野田課長お願いいたします。

○野田オブザーバー 消費者庁消費者安全課の野田でございます。

ご提言にあるとおり、複合的な対策アプローチということで、いろいろな立場関係の皆様方が事故の防止に向けてどう取り組んでいくかというお話をお伺いして、消費者庁としても、いろいろできるところから取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、この提言の議論に関しましては、本日いただきましたご意見等を参考にさせていただきます。最終的な取りまとめに入りたいと思っております。

それでは、報告書案の作成までの今後の手順について、事務局のほうから説明をお願いします。

○安全担当 それでは、今後、第4回協議会までの流れについて、ご説明させていただきます。

最後についております資料2、今後のスケジュールをごらんください。

本日いただいたご意見を反映し、事務局で協議会報告書の素案を修正してまいります。委員及び特別委員の皆様には、修正の後、皆様にお送りいたします。委員及び特別委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、お送りした意見を反映した報告書の素案をご確認いただき、ご意見などまたご連絡をお願いいたします。

事務局よりご意見を反映した報告書の素案（修正版）を、その後委員の皆様にお送りしご確認いただきます。これらの作業を、本日から来月1月にかけて進めさせていただきます。具体的なスケジュールにつきましては、改めてご連絡いたします。

第4回協議会は、来年2月15日を予定しております。ここで協議会報告書（案）を決定していただき、協議会報告書を公表、プレス発表いたします。

都は協議会提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等への要望と

情報提供を行ってまいります。消費者への注意喚起の1つとして、事故防止啓発リーフレットの作成を予定しております。

今年度も、昨年度作成したリーフレット同様に、形は第1回協議会の際に皆様にお渡ししておりますが、形はこのように、A4判、三つ折りのものをつくりたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

こちらにつきましても、委員及び特別委員の皆様のご意見をいただいて作成したいと思っておりますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。事務局で原案を作成しお送りしますので、ご意見をいただければと思います。

リーフレットの作成につきましても、具体的なスケジュールを改めて事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上が、今後のスケジュールのご説明となります。

○越山会長 ありがとうございます。

今のスケジュールの件について、何か確認しておきたいところ等ございますでしょうか。

この提言はパブコメをするというスタイルではなくて、最終的な意見調整したものを、次回そのまま提言する形になります。

今のリーフレットの話でちょっと気になったのですが、130ページにあるその注意喚起事項も、そのリーフレットに入る予定でしょうか。

○安全担当 できるだけ詳しく、昨年度も、ほぼ全体を網羅して入れさせてもらっていますので、これからちょっと事務局でレイアウトの案をつくって、お知らせしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○越山会長 ありがとうございます。

今、私が確認したのは130ページにあります注意喚起事項の提言が、先ほど子供に対する配慮や定期的な点検に関するコメントをいただいております。これ以外の箇所はほぼご了解をいただいたと理解しております。これを東京都としても、各方面に基本的な注意警告表示のスタイルについて周知していくようになると思います。

このリーフレットだけではなくて、この協議会の議論の結果と共に注意喚起を訴え続けていくようになるかと思っております。

スケジュール、今後の予定等について、確認しておきたいところとか、最後に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、司会の不手際で円滑に進まなくて大変申しわけございませんでした。

今回は、先ほどお話にありましたとおり、来年2月15日に予定されております。今回は報告書（案）のご承認をいただき、東京都に協議会報告書を提出いたします。先ほど事務局から説明がありましたが、次回の協議会までに事務局が素案を修正し、報告書（案）を取りまとめ、委員の皆様方にご確認いただくことがございますので、その際は、ぜひご協力をお願いできればと思います。

それでは、少し早く終わるようなことができたかなと思います。本日の議事はこれで全て終了いたします。本日はどうもご協力ありがとうございました。お疲れさまです。

午前11時45分閉会